

Point

J R 東海 労 大 阪 修 繕 車 両 所 分 会 分 会 情 報
No. 205 2014. 08. 7.
発行責任者 乾 真規
編集責任者 教 宣 部

業務委員会の事前審理を開催！

7月25日、関西支社会議室において、組合側幹事と会社側幹事による事前審理が開催され、私たち大阪修繕車両所分会が申し入れしていた「大阪修繕車両所における『操車業務一部取扱変更』に関する緊急申し入れ」について、会社は、業務委員会の238条に基づいて開催の可否を決定しているが、業務委員会を開催するもではないと業務委員会の開催を拒否しました。

これに対して、組合側幹事から、基本的な部分はこの間主張しているが、こちらが申し入れた分は全て開催をされたいというのが組合の主張であり、組合としては開催しないことは納得いかないとしました。また、事前審理の中で、分会が今回申し入れた「操車業務一部取扱変更」に関する緊急申し入れについての若干のやり取りは以下の通り

組合：目的は何か。

会社：5月中旬頃に掲示を出して、規定の変更があることを業務用掲示で取り扱いが変わるというお知らせをしている。5月15日以降、操車担当者に教育をしている。操車及び操縦者担当者にどういふところが変わるのかという部分を示して教育している。

組合：全員教育は終了しているのか。

会社：そのように聞いている。

組合：実技訓練は行っているのか。机上だけの訓練ではないのか。

会社：実際の作業が大きく変わるというよりか、規定変更に伴ってこういうルールになりますというお知らせだったので実技訓練までは要しないと判断している。

組合：不安が払拭されていない。作業を担う側にとっては、実技訓練を経験して時間をおいて行うことが望ましい。5月15日に掲示して6月1日に実施という時間がない中で行うことは強引である。

会社：乗っている場面でより安全にルールを変更して、そのルールに基づいてやって頂くように教育している。そこは熟練の皆さんがいらっしゃるので十分対応できる内容であったと思う。

組合：操車と操縦者との関係で、停止位置の誘導をしているときにお前止まれと言ったやないかとか、お前タイミング悪いやないかとか、責任のなすりやいとかがコミュニケーションの問題が発生する可能性がある。

会社：お互いコミュニケーションを取って頂いて規程に基づいて業務をして頂ければ大きく停止位置を行き過ぎるとかはないだろう。今後は訓練や添乗をしながら定着化を図っていきたい。

以上のやり取りから、私たちが危惧していることが払しょくされていないことが明らかになりました。

私たちは分割・併合時、最前頭部車両の前頭で入換する場合の入換合図の変更後の実施内容の中で着発線までの誘導を操車担当者ではなく、実際に運転をしている操縦者の判断に任せるべきであると考えます。

皆さんはどう考えますか？